

広陵町自治基本条例（仮称）

大項目「参加・参画と協働のまちづくり」・「文化のまちづくり」の条文案

大項目：参加・参画と協働のまちづくり

■生涯学習

- 審議会会長が文化政策や生涯学習について専門分野であるため、先に総則ブロック委員全体で意識統一を図った。
- ・ 前置きとして、文化は大切。戦略的に町民に（この町のことを知るための）学んでもらう機会を与えなければならない。また町民が生活的に自立できるような学習を広げていくことが必要だと感じている。文化というのは、経済的に恵まれ、余暇があり、ゆとりがあるような人たちが行うと考えているかもしれない。しかし、（文化は）お飾りではない。
- ・ 日本の生涯学習は、ユネスコが勧告している生涯学習の考え方とは似て非なる。社会的優位に立つ人たちが行うのが生涯学習と考えられてきた。
- ・ ここでいう生涯学習は、余暇、教養、娯楽のようなカルチャースクールのようなものではなく、町政やまちづくりに関して学ぶ権利のこと。
- ・ 本来の生涯学習は外国人への日本語教育や夜間学校など、貧しい人たち、差別を受けてきた人たちに対する学習機会の提供のこと。夜間学校は世界からほめられている。
- ・ また、これまで会社で働いていた男性が定年して地域に帰ってきたとき、居場所がなくて、埋もれてしまっている場合がある。これらの人が家庭や地域を学ぶ機会や居場所づくりも行政が生涯学習として整備しなければならない。
- ・ 個人の自己決定能力と集団の自己決定能力の確立が必要で、これができることが生涯学習。集団決定において、一番必要なのは、「人の話を聞く力」。組織になると、話を聞かなくても機能的に動くことができ、話を聞かなくなる人が増えている。特にまちづくり協議会を設立したときに必要となるスキル。ファシリテーターの練習やみんなが発言できるようになる会議の運営方法について学んでいかなければならない。
- ・ 生涯学習の意味をしっかりと定義すべきだと思う。

審 議 会 意 見	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習だけでは分かりにくいので、町政やまちづくりの文言を入れる。 ・生涯学習の範囲を記載し、逐条解説で詳しく説明した方が、町民にはイメージが付きにくい。 ・町民が参画・協働することを明確するために、自律的なまちづくりを支援し、という言葉もいい。 ・生涯にわたって学習する権利とあるが、権利という言葉は嫌い。学習したくない人もいるのでは。書き方は難しいと思うが。また、町の歴史を知りたい人がいるかもしれない。そういう人が学ぶ環境も必要では。 <p>→町民が学習権利を有し、町が町民の学習を保障するという責任。これを「社会権的人権（学習権）」という。あくまで権利なので、学習しなくてもよい。教育を受ける権利を保障するのが行政。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内WGには、各自治体のいいところを取って作成してもらいたい。 ・生涯学習を「生活学習」とし、参画と協働による町政を推進するためには、その前段階として「村づくり・家づくり」が必要である。それを逐条解説で明記しては。
-----------------------	--

（生涯学習とまちづくり）

第〇〇条 町民は、豊かな人間性を育むとともに、町政やまちづくりに参画するための知識や考え方を学ぶため、性別、国籍、民族、障がいの有無その他の属性にかかわらず、生涯にわたって学習する権利を有する。

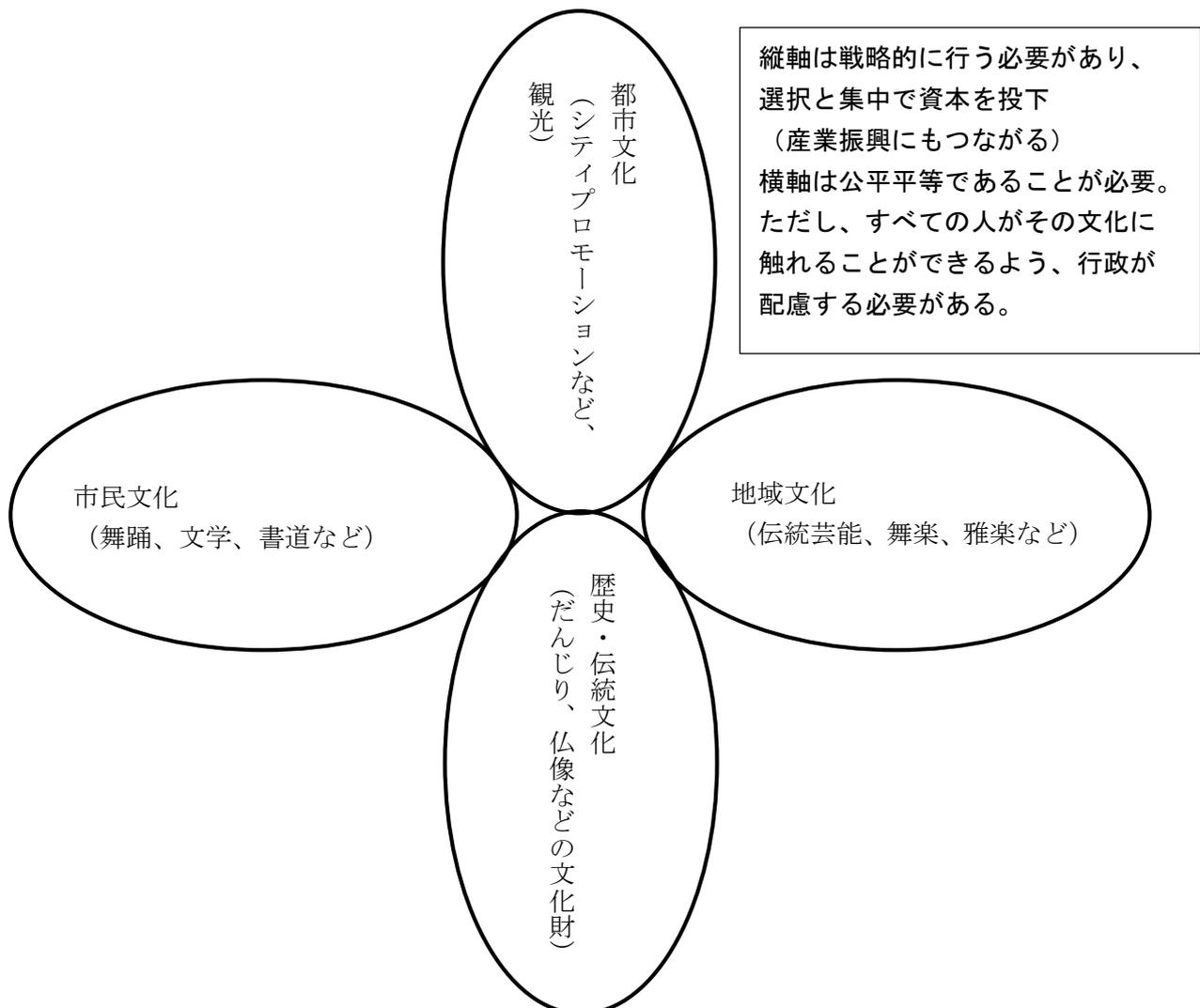
- 2 町は、町民の参画と協働を推進し、自律的なまちづくりを支援するための学習機会を提供するとともに、その活動に対して支援、その他必要な措置を講じるものとする。
- 3 町民及び町は、学習した成果をまちづくりに生かせるよう努めるものとする。

大項目：文化のまちづくり

■文化振興、文化権、多文化共生・地域資源を活かしたまちづくり

●前項目同様、先に総則ブロック委員全体で意識統一を図った。

- ・この条例に入れておくことによって、公民館建替の考え方の基盤を入れ込むことができる（ほか、今の公民館の現状、施設の使い方、育成クラブの現状などを議論）。
- ・社会的優位に立つ人たちが行う文化は、民間に任せるもの。そうではない人たちのために、ある程度お金をもらいつつ生涯学習の機会を与えることが必要。
- ・文化というが広がりすぎ。分野や目的によって峻別する必要がある（下図参照）。それができていないと、余計なところに税金を使ったり、成果がなかったりしてしまう。
- ・基本的には文化基本条例に委任することでよく、基本理念と基本原則について記載すればよいと思う。なお、自治基本条例に「文化、文化振興」を項目として入れた自治体はほぼ見られない。この項目を入れるか入れないかの議論も含めて検討してもらいたい。
- ・文化基本条例を定めているのは市町村で92。1割にも満たない。私はこの条例は必要だと思っている。なぜなら首長が変わった場合、これまで積み重ねていた文化が壊される場合があるから。



審 議 会 意 見	<ul style="list-style-type: none"> ・ハード面とソフト面両方を保障するものとして、益子町を基本として、先人が守り続けてきたという文言を入れては。 ・他の文化振興条例の基本理念、また国の芸術文化関連法をもとに作成すればいいのでは。 ・文化財保護について、寺や仏像などは指定文化財の対象になっているのに、神社は保護の対象にならない。 <p>→それならば指定文化財にしてもらうよう申請すればよい。奈良の春日大社も音楽イベントを行っており、補助や後援名義を市から出してもらっている。しかし、神社の氏子に限定しないことや、広く市民に関係することなどを神社に厳密に認めさせている。</p>
-----------------------	--

(文化のまちづくり)

第〇〇条 町は、文化芸術活動について、年齢、性別、国籍、民族、障がいの有無その他の属性にかかわらず、町民一人ひとりが文化芸術の根付く生活を営むことができる地域社会を実現するための環境整備に努めなければならない。

2 町民及び町は、文化財の重要性を認識し、その保護に努め、先人が守り育て培ってきた伝統文化を継承するよう努めなければならない。

3 文化芸術に関し必要な事項は、町長が定める。